

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.183

【共通】 問1 消防法の規定に基づき消防長又は消防署長により行われる行政処分のうち、その審査請求に関する行政不服審査法第18条第1項本文の期間について、消防法第5条の4の規定により処分を受けた日の翌日から起算して30日を経過した場合は審査請求することができないとされているものがある。次のうち、当該行政処分に該当するものとして消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 消防法第3条第4項の規定に基づき行政代執行法の定めるところに従い行われる屋外に放置された火災の予防に危険であると認める物件を当該消防職員が除去する旨の文書による戒告
- (2) 消防法第5条第1項の規定に基づき行われる防火対象物の改修命令
- (3) 法第8条第3項の規定に基づき行われる防火管理者の選任命令
- (4) 法第17条の4第1項の規定に基づき行われる消防用設備等の設置命令

【消防用設備等】 問1 消防法施行令別表第1に掲げる項のうち、(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分がA項に掲げる防火対象物に該当するものであるときに、これらの建築物又はその部分をA項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす項がある。このAに当てはまる項として消防法令上正しいものをすべて挙げている選択肢を1つ選べ。

- (1) (16の2)
- (2) (16の2)、(17)
- (3) (16の3)、(17)
- (4) (16の2)、(16の3)、(17)

【消防用設備等】 問2 自動火災報知設備及び避難器具を設置する義務がある防火対象物が特定一階段等防火対象物に該当した場合に、追加で求められるこれらの消防用設備等の技術基準として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 階段及び傾斜路に一種又は二種の煙感知器を垂直距離7.5mにつき一個以上、火災を有効に感知するように設けなければならない。
- (2) 遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室(これに類する施設を含む。)には煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器を設けなければならない。
- (3) 避難器具は、「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けるもの」、「常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの」又は「一動作(開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作を除く。)で、容易かつ確実に使用できるもの」のいずれかに適合するように設置しなければならない。

(4) 避難器具を設置し、又は格納する場所がある階のエレベーターホール又は階段室(附室が設けられている場合にあつては、当該附室)の出入口付近の見やすい箇所に当該場所を明示した標識を設けなければならない。

【防火査察】 問1 消防法(以下「法」という。)第36条関係の防災管理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 法第36条関係の防災管理に関する規定については、法第4条にいう資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権を行使することができないため、法第4条によらない方法により、当該規定に係る適合状況の不備等の確認を行う必要がある。
- (2) 法第36条関係の防災管理に関する不備事項の指導については、法第4条に基づく立入検査の結果とは区別し、法第36条に基づく指導事項であることを明記して、確認した違反内容の通知及び改修(計画)報告の指導を行う必要がある。
- (3) 法第36条関係の防災管理に関する不備事項に関し、報告期限を過ぎても改修(計画)報告書が未提出の場合、改修(計画)報告書の内容に不備があるにもかかわらず指導に応じない場合、改修(計画)報告書に記載されていた改修予定期日に改修が完了していない場合等は、違反処理へ移行する必要がある。
- (4) 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第3項に基づく防災管理者選任命令については、当該命令に違反した者に対する罰則規定がないので、命令に従わない者に対しては継続して指導を行う必要がある。

【防火査察】 問2 消防法(以下「法」という。)第3条第2項及び法第5条の3第2項に基づく措置(略式の代執行)に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 略式の代執行とは、行政代執行法に基づく正式の代執行において行われる「戒告及び代執行令書による通知の手続」を省略した手続である。
- (2) 法第3条第2項及び法第5条の3第2項の措置権者は、消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村の長であり、消防長又は消防署長以外の消防吏員は法第3条第1項及び法第5条の3第1項の命令はできるが、この措置権者ではない。
- (3) 法第3条第2項及び法第5条の3第2項の措置を行う場合においては、原則として、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、当該消防職員がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- (4) 公告の方法については、法に規定がないため民法第98条を参考とし、公告は、消防本部(消防本部を置かない市町村については、当該市町村の事務所)又は消防署の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを市町村の公報又は新聞紙に少なくとも1回掲載することを原則とする。

水等で行い、棒状注水を極力避け、必要最小限の水量で行う。「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」P. 54 第2章第1節第10 3 放射性物質の飛散防止等参照。

【無線工学】

問1 答 (3)

解説 レーダーの伝搬速度は、 $3.0 \times 10^8 \text{ m/s}$ である。物標による反射波が受信されるまでの時間が $60 \mu\text{s}$ であるから、物標に届くまでの時間は $30 \mu\text{s}$ となる。従って、 $3.0 \times 10^8 \times 30 \times 10^{-6} = 9,000 \text{ m}$ とる。

【国民保護】

問1 答 (2)

解説 国民保護法第62条第3項参照。消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。消防組織法上、消防団は、直接消防長の指揮監督を受けず、市町村長の管理に属するものとされている。そこで、消防本部を置く市町村において、消防本部と消防団の関係を整理するために、消防組織法第18条第3項と同趣旨の規定が置かれている。

【警防】

問1 答 (3)

解説 燃料タンクを搭載しているのは、ハイブリッド自動車である。

消防司令問題解答

【消防法規】

問1 答 (3)

解説 (1) 限定されないため、誤り。
(2) 行政処分でないため、誤り。
(3) 正しい。
(4) 不同意のため、誤り。
(5) 発信すればよいため、誤り。

【消防時事】

問1 答 (4)

解説 (1) 道県保有が最も多いため、誤り。
(2) やや減少傾向のため、誤り。
(3) 勧告のため、誤り。
(4) 正しい。
(5) 定めているため、誤り。

【地方自治制度】

問1 答 (4)

解説 (1) 登録の有無を問わないため、誤り。
(2) 法人は該当するため、誤り。
(3) 選挙人名簿に登録されるため、誤り。
(4) 正しい。

(5) 住民の要件のため、誤り。

【警防】

問1 答 (3)

解説 飲食店の厨房火災は、厨房ダクトの排気口を迅速に確認する。

【救急】

問1 答 (3)、(4)

解説 救急救命士標準テキスト(改定第10版)P. 30に、在宅医療について記載されている。

問2 答 (2)

解説 救急救命士標準テキスト(改定第10版)P. 44に、介護保険制度に関する記載がある。

問3 答 (4)、(5)

解説 (4) 消防職員及び消防団員の救急・救助に伴う重大事故⇒重大が抜けている。
(5) 負傷者が10人以上の救急事故⇒15人以上

予防技術検定模擬テスト解答

【共通】

問1 答 (2)

解説 行政処分について、行政庁に対して不服申立てを行う手続きは行政不服審査法(昭和37年法律160号)に規定されており、審査請求期間は、同法第18条第1項又は第2項において、正当な理由があるときを除き、「処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したとき」又は「処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき」は、審査請求をすることができないとされている。ただし、消防法第5条の4において、同法第5条第1項、第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による命令に対して審査請求をする場合は、事件の迅速な処理を図るため、審査請求期間について行政不服審査法第18条第1項の特例を設け、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日を経過したときは審査請求をすることができないとされている(逐条解説消防法第三版P. 88参照)。このことから、(2)が正しい選択肢となる。

なお、行政不服審査法第18条第2項において、処分の翌日から起算して1年を経過したときの審査請求期間の定めがあるが、処分があったことを知った日の翌日から起算した期間の方が先に経過することが処分の通知をする際に明らかであれば、先に経過することが明らかな期間のみを教示すれば足りることから、通常の場合、命令のあったことを知った日の翌日から起算して3か月(消防法第5条第1項、第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による命令にあっては30日)の審査請求期間を教示することとなる(違反標準

処理マニュアル（令和4年11月21日付 消防予第598号）P. 123参照）。

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

解説 令別表第1の(16の2)項は、地下街である。地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に設けられたものとその地下道を合わせたものと定義されている。令別表第1備考2において、地下街の中に別表第1(1)項から(5)項までに掲げる用途に供される建築物が存するときは、これらの建築物は(16の2)項(地下街)とみなすこととされており、設問のAには当てはまらない。

令別表第1の(16の3)項は、いわゆる準地下街と呼ばれるものである。準地下街とは、建築物の地階(地下街の各階を除く。)で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)と定義されている。令別表第1備考3において、(1)項から(6)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が、準地下街の部分に該当する場合は、これらの建築物又はその部分は、準地下街の部分であるほか、令別表第1(1)項から(6)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなすこととされており、設問のAに当てはまる。なお、準地下街は、昭和55年8月に発生した静岡駅前ゴールデン街でのガス爆発事故に鑑み、建築物の地階が連続して地下街に面して存しており、地下街とほぼ同様の危険性を有するものについては、従来地下街に該当しないとされてきたため、このような形態のものを準地下街として位置付け、地下街に準じた規制を行うこととしたものである(〔消防法施行令解説第二版P. 225参照〕)。

令別表第1の(17)項は、文化財保護法の規定によって重要文化財建造物等として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物である。(17)項については、文化財建造物の利用形態が多様化し、本項に該当するとともにその他の用途にも該当するものや本項に該当するものが他の用途として利用されているもの等が現れ、その取扱いが問題となっていたことから、平成16年の消防法施行令の一部改正により、(1)項から(6)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が本項に掲げる防火対象物に該当するときは、当該建築物その他の工作物又はその部分は、本項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(6)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなすこととされた(消防法施行令解説第二版P. 226参照)。そのため、(17)項についても設問のAに当てはまる。

問2 答 (2)

解説 特定一階段等防火対象物は、消防法施行規則第23条第4項第7号において、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階(=1階及び2階を除くものとし、総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分とする。)に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2(当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1)以上設けられていないもの(小規模特定用途複合防火対象物を除く。)と定義されている。平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防法施行令の一部改正(平成14年8月2日公布)及び消防法施行規則の一部改正(平成15年6月13日公布)により、特定一階段等防火対象物について、自動火災報知設備の設置が義務付けられるとともに、自動火災報知設備及び避難器具を設置する場合における技術基準が強化された。

- (1) 規則第23条第4項第7号の規定のとおりであり、正しい。特定一階段等防火対象物の避難困難性に鑑みると、階段室等における火災の早期感知の必要性が高いことから当該規定が追加された(〔消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う消防用設備等の技術上の基準の細目に係る運用について〕(平成15年6月24日付 消防予第170号)参照)。
- (2) 規則第23条第5項第3号の2の規定では、遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室(これに類する施設を含む。)に煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器を設けなければならないとされているのは、令別表第1(2)項ニ、(6)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物(同表(6)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。)の部分に限るとされており、特定一階段等防火対象物に該当した場合に追加で求められる基準ではないため、誤り。なお、規則第23条第5項第3号の2の規定は、平成20年10月1日に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災を踏まえて、令別表第1(2)項2に掲げる防火対象物における火災の早期覚知を図るため、追加されたものである(〔消防法施行規則等の一部を改正する省令等の交付について〕(平成21年9月30日付 消防予第408号参照))。
- (3) 規則第27条第1項第1号の規定のとおりであり、正しい。
- (4) 規則第27条第1項第3号ハの規定のとおりであり、正しい。